

平成 27 年

第 4 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成 27 年第 4 回志賀町議会定例会会議録

平成 27 年 11 月 30 日、第 4 回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前 10 時 0 分 開会)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	岩 井 虎 男
企 画 財 政 課 長	増 田 廣 樹

税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	山 本 政 人
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜 村 大
農林水産課長	松 田 正 剛
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	北 富美夫
会計管理者(会計課長)	谷 場 可 一
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安 田 朗
議会事務局参事	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 議案第 82 号ないし第 117 号並びに諮問第 1 号及び第 2 号
(提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第 92 号ないし第 94 号 (質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 6 町長提出 諮問第 1 号及び第 2 号 (即決)

(開 会 ・ 開 議)

越後敏明議長 ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 27 年第 4 回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

越後敏明議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、12番 富澤軒康君、13番 櫻井俊一君を指名します。

日程第2 会期の決定

越後敏明議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

越後敏明議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 議案第82号ないし第117号並びに諮問第1号及び第2号(提案理由説明)

越後敏明議長 次に、本日町長から提出のありました、議案第82号ないし第117号並びに諮問第1号及び第2号を一括して議題とします。

以上の案件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

越後敏明議長 小泉町長。

小泉勝町長 平成27年第4回志賀町議会定例会の開会にあたり、町政の近況と本議会に提案しました案件の概要等についてご説明を申し上げます。

まず、先般、挙行いたしました志賀町合併 10 周年記念式典におきましては、議員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様のご列席を賜り、盛大に開催することができました。ここに改めまして深く感謝を申し上げます。式典でも申し上げましたとおり、10 周年の節目を迎え、これまでの着実な歩みを踏まえ、今後も町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを基本に、住んでよかったと心から思っただけの志賀町を実現するため、全力を傾注していく決意を新たにしたいところであります。

また、先月開催をいたしましたタウンミーティングに際しましても、何かとご多用の中を、議員の皆様をはじめ多数の皆様にご参加をいただき誠にありがとうございました。本年度は、元気な地域を引き継ぐためにをテーマとし、区長及び各種団体の代表者の皆様を対象に実施したものであります。

本町では、少子高齢化や人口減少の進展により、今年度をもって7つの小学校が閉校となること、空き家が増加していることなど地域のコミュニティの弱体化が懸念され、地域のあり方は転換期を迎えております。こうした状況の中で、地域の抱える課題や活力を維持するための方策などに関し、貴重なご意見をお聴きすることができましたので、今後のまちづくりの施策に反映させていきたいと考えております。

次に、志賀町人口ビジョン及び志賀町創生総合戦略の策定についてであります。

少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけ、町の活性化を維持するため、本町独自の施策を盛り込んだ志賀町人口ビジョン及び総合戦略を、去る 10 月 29 日に策定しました。人口ビジョンでは、2060 年の目標人口を約 1 万 1,000 人と設定し、これを実現するため、2020 年までの当面 5 年間に取り組むべき施策を取りまとめた総合戦略においては、安定した雇用を創出する、志賀町への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚から子育てまでの希望をかなえる、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守る、の 4 つの基本目標を設定しました。

まず、1 点目の安定した雇用を創出するについては、全国の自治体が地方創生に取り組む中で、本町が持続的に活力を維持していくためには、仕事や人の確保が重要なポイントとなります。本町においては、若者世代の転出が顕著であ

り、この流れに歯止めをかけるためにも、積極的な企業誘致や地場産業の育成支援による安定した雇用の場の確保や、起業・創業支援や就労環境の充実などにより、新しい雇用の創出を図り、安心して本町で働くことができる環境の整備を進めていきます。また、第1次産業、いわゆる農林水産業の就労者の減少や高齢化が顕著に見られることから、農地の総合的支援などの生産基盤の整備や、新規就農者への支援、生産物のブランド化への支援など、さらなる農林水産業の振興を推進していきます。

2点目の志賀町への新しい人の流れをつくることについては、町外への転出超過の状況が続いている本町にとって、定住人口の確保が大きな課題であり、また、本町の地域資源を活かし、交流人口の拡大を図ることも重要であります。転出を抑制し、町外からの転入増加を図るため、定住促進住まいづくり奨励金制度の創出や民間活力を活用した移住定住事業にも取り組むとともに、観光での交流人口の拡大を図るための取り組みを進め、新しい人を呼び込む施策を展開していきます。

3点目の若い世代の結婚から子育てまでの希望をかなえることについては、将来にわたり安定した人口構造を維持し続けるためには、晩婚化や非婚化の流れを食い止め、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりが必要です。これまでの18歳までの医療費助成、多子世帯保育料の無料化などに加え、新たに妊産婦医療費の助成や出会いの機会の創出やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みなど、結婚から子育てまで切れ目のない総合的な支援を進めていきます。

4点目の時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守ることについては、人口減少と高齢化が進行することを見据え、快適で安心なまちづくりを推進することや、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていくことができるよう、地域での見守りや生活支援体制の充実・強化、さらには、積極的に社会参加できる環境整備などが必要であります。そのため、防災対策や都市基盤の充実を図るとともに、高齢者をはじめとした福祉サービスの充実や、生きがい・健康づくり活動の推進など、町民が安心して健康で生き生きと暮らし続けることができるまちづくりを目指していきます。

このような基本目標のもと、活力ある志賀町の創生に取り組んでいきますが、

取り組みを効果的・効率的に推進するには、行政の力だけでは限界があり、議員の皆様をはじめ、町民の皆様や民間事業者のご支援が必要でありますので、今後ともご協力をお願いを申し上げます。

次に、定住促進住宅地整備事業についてであります。

高浜東部地区で整備を進めてきました、みらいとうぶ 32 区画の住宅地につきましては、いよいよ明日から分譲を開始します。今回は、特に町外からの若い世代の移住・定住を図るため、まず、町外の方を対象に 2 か月間の募集期間を設け、その後、町内の方を対象に 2 次募集をしていくこととしております。

既に今月 25 日から町のホームページに掲載し、また昨日、奥能登、中能登全域にチラシを新聞折込みをしたところであります。今後さらに、雑誌やインターネット、住宅展示場や中核工業団地でのチラシの配置などを行い、県内一充実した奨励金制度に加え、本町の魅力ある教育や子育て環境を併せて幅広く周知を図り、早期の完売を目指していきたいと考えております。

次に、優良特産品推奨事業についてであります。

9 月から 2 カ月間、本町の特産品にふさわしい地場産品を募集したところ、26 点の応募があり、今月 18 日に審査委員会が行われました。品質やブランドイメージに優れ、市場性があり、郷土色豊かで志賀町をイメージさせるものであることといった推奨基準に基づき、厳正な審査の結果、1 次産品では甘エビや能登牛など 6 点、2 次産品ではころ柿や能登金時を使用した焼酎など 12 点、工芸品ではさくら貝のアクセサリーなど 3 点の合計 21 点が推奨されたところであります。明日 12 月 1 日には、本町の観光大使である島津悦子さんをお招きして、優良特産品発表会を開催することとしております。

また、今回の特産品については、いしかわ百万石物語・江戸本店での販売やふるさと納税の返礼品としての活用も考えているところであります。この事業を通じて、本町に新たに誕生した特産品を町外・県外に向けて広く PR し、ブランド力の向上、さらには農林水産業、商工観光業の振興と発展につなげていきたいと考えております。

次に、教育環境の整備についてであります。

志賀小学校の校舎棟新築工事については、屋根及び外壁工事を終え、普通教室棟では、内装工事は概ね終了し、玄関ホールや職員室のある特別教室棟では、1

階の床工事のみ残す状況であります。現在の進捗率は、約 90 パーセントとなっており、来年 1 月の完成に向け、計画どおり順調に工事が進められております。

スクールバスの運行計画については、ルートが決定をし、今後走行テストを実施しながら、最終的なダイヤなどを調整していきます。さらに、来年 3 月には、バス通学をする児童を対象に、試乗及び乗車指導を行う予定としており、開校後の円滑な運行に向けて準備を進めていきます。

また、学習支援事業サマースタディについて、中学生の学力向上と保護者の教育費負担を軽減するため、夏休み期間中に中学 3 年生を対象に開講し、好評を得たところでありますが、冬休み期間中にも実施してほしいとの要望があったことから、ウインタースタディとして開講することとしました。受験を直前に控える生徒の皆さんに積極的に参加してもらい、さらなる学力の向上につなげていきたいと考えております。

次に、原子力防災訓練についてであります。

今月 23 日、国の原子力災害対策指針や県、関係市町等の地域防災計画に基づく総合的な訓練として、関係機関相互の連携強化や住民の防災意識の向上を図ることを目的に、石川県原子力防災訓練が実施されました。

今回の主な内容は、緊急時の通信連絡、オフサイトセンターの運営、環境放射線のモニタリング、住民避難訓練などが行われ、町としては、災害対策本部の設置、消防車両等による広報や避難誘導、要配慮者への通信訓練なども実施しております。

今回の訓練では、今年 8 月に移転したオフサイトセンターを拠点に、関係機関との情報共有など、原子力災害時の連携や対応手順を確認できたものと思っております。また、避難訓練では、白山市や能登町の指定避難所への避難のほか、ヘリコプター、船舶、自衛隊の特殊車両による避難訓練も実施し、はまなす園では、放射線防護エリアへの退避や白山市の福祉施設への救急車による避難も実施したところであります。

こうした訓練を重ねることで、より実効性のある防災体制を構築していきたいと考えており、今回の検証結果を踏まえ、原子力防災対策の拡充に活かしていきたいと考えております。訓練にご協力いただきました町民の皆様と関係機関の方々に深く感謝を申し上げます。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

今月 20 日に、原子力規制委員会の志賀原子力発電所敷地内破砕帯に関する有識者によるピア・レビュー会合が開催されました。会合では、評価会合で取りまとめられた評価書案に対し、担当した有識者とは別の専門家から様々な意見が示されたとお聞きをしております。今後、評価書として取りまとめられ、規制委員会に報告をされたあと、新規制基準への適合性審査の場において審議され、総合的な判断がなされるものと承知をしております。

町としては、現在、審査等の途中段階であり、引き続きその動向を注視していくとともに、規制委員会には、公平・公正な議論を尽くし、科学的根拠に基づいた厳格な審査と、その結果については、住民の理解と納得が得られるよう、しっかりと説明責任を果たすことを求めています。また、北陸電力には、新規制基準を踏まえた、さらなる安全性向上施策にしっかりと取り組んでもらいたいと考えております。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、順を追って、その大要をご説明申し上げます。案件は、平成 27 年度の各会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び一部改正、工事請負契約の変更及び財産の取得、公の施設の指定管理者の指定など、議案 36 件、諮問 2 件、合わせて 38 件であります。

まず、議案第 82 号から議案第 84 号までは、平成 27 年度の各会計に係る補正予算であります。

議案第 82 号 平成 27 年度志賀町一般会計補正予算（第 3 号）については、歳入では、住民税や固定資産税の増収見込みによる町税の増額や、普通財産の売払いによる財産収入の増額が主なものであります。歳出では、各事業の確定及び精算見込みに伴う事業費の補正、本庁舎及び富来支所庁舎の改修費、マイナンバー制度の導入に伴うシステム経費、町内小学校の I C T 環境整備費、さらには、志賀小学校建設に伴う高浜小学校の校舎解体経費を平成 28 年度までの債務負担行為として計上するほか、減債基金による長期債繰上償還費の計上などを主として所要額を補正するものであります。

議案第 83 号 平成 27 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では、健診等受託収入の増額、歳出では、非常勤医師派遣関

連費用及び消費税中間納付に係る公課費の増額等、所要額を補正するものであります。

議案第 84 号 平成 27 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では、落雷などにより破損したケーブルテレビ接続機器や防災行政無線設備の災害共済給付金の増額、歳出では、落雷故障に伴う機器の追加購入費の計上のほか、消費税の額の確定による増額、I P 告知放送設備等更新工事並びに防災行政無線基地局制御端末更新業務の精算見込みによる減額等、所要額を補正するものであります。

次に、議案第 85 号から議案第 91 号については、条例の制定、一部改正及び廃止についてであります。

議案第 85 号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例については、マイナンバー制度の導入に伴い、庁内事務の情報連携に係る特定個人情報利用について、新たに条例を制定するものであります。

議案第 86 号 志賀町集落コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については、公の施設のあり方の見直し方針により、領家町コミュニティセンターを地元区へ譲渡するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 87 号 志賀町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に伴い、関係する補償の種類による給付や調整率など所要の改正を行うものであります。

議案第 88 号 志賀町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律に伴い、徴収等の猶予制度の見直しや番号制度に係る法人番号の規定の整備など、所要の改正を行うものであります。

議案第 89 号 志賀町過疎地域自立促進のための固定資産の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が 5 年間延長されたことに伴い、課税の特例に関する期限についても 5 年間延長するものであります。

議案第 90 号 能登リゾートエリア増穂浦条例の一部を改正する条例については、冬期間等の施設の利用が少ないことから、休業日の規定について冬期間を休

業とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 91 号 富来サイクリングターミナル条例を廃止する条例については、公の施設のあり方の見直し方針では、平成 29 年 3 月に閉館する計画としておりましたが、当該施設の老朽化が著しく、また、指定管理者である株式会社志賀町振興サービスが、平成 28 年 3 月 31 日をもって解散することもあり、計画より 1 年早い、平成 28 年 3 月 31 日をもって閉館するにあたり、条例を廃止するものであります。

議案第 92 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、志賀町放課後児童クラブ建築工事において、消防法に基づく屋内工事や安全対策上の外構工事の追加、並びに労務単価上昇に伴う工事費の追加等を行うため、契約金額に 1,068 万 3,360 円を増額し、3 億 109 万 5,360 円に変更するものであります。

議案第 93 号 財産の取得については、平成 27 年度原子力災害対策事業備蓄物資を購入するにあたり、有限会社北市 代表取締役 北喜幸から 1,251 万 6,120 円で取得するものであります。

議案第 94 号 財産の取得については、志賀小学校の情報系端末機器を購入するにあたり、株式会社石川コンピュータ・センター 代表取締役社長 多田和雄から 1,825 万 2,000 円で取得するものであります。

議案第 95 号 財産の無償譲渡については、領家町コミュニティセンターの町有財産を地元区である富来領家町区に無償譲渡するものであります。

議案第 96 号から議案第 102 号については、いずれも指定管理者となっている株式会社志賀町振興サービスが、平成 28 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、指定の期間を平成 28 年 3 月 31 日までに変更するものであります。

議案第 103 号から議案第 108 号については、現在、株式会社志賀町振興サービスが指定管理者となっている施設について、公益社団法人志賀町シルバー人材センターを指定管理者として、平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定するものであります。

議案第 109 号から議案第 114 号までについては、集落又は地区を指定管理者としているコミュニティセンター等について、平成 28 年 3 月 31 日で指定の期間が満了することから、引き続き従前の指定管理者を平成 33 年 3 月 31 日まで

の5年間、指定するものであります。

議案第115号 字及び小字の区域並びに名称の変更については、県営ほ場整備事業に伴い、工事区域の酒見、稲敷、相神に係る字及び小字の区域並びに名称について変更する必要があることから、関係法令の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第116号 羽咋郡市広域圏事務組合同規約の一部変更については、羽咋郡市広域圏事務組合の監査委員の定数を3人から2人に減員するにあたり、関係法令の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第117号 志賀町過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法の期限が平成32年度まで5年間延長されたことから、継続的な過疎地域の自立促進を図るため、新たな計画を策定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、平成28年3月31日をもって人権擁護委員の任期が満了となる高浜町の青山洋子氏を再推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、平成28年3月31日をもって人権擁護委員の任期が満了となる中浜の前田正子氏に代わり、酒見の橋岡千佐子氏を新たに推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私または関係職員が説明にあたるので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

すいません、読み間違いがあったようで、3ページの6行目です。上から6行目、「定住促進住まいづくり奨励金制度の創設」のところを、「創出」と言ったそうなので、訂正させていただきます。以上です。

越後敏明議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第92号ないし第94号（質疑、委員会付託、討論、採決）

越後敏明議長 ただ今、町長から提出されました案件のうち、議案第92号ないし第94

号を一括して議題とします。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、各案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

越後敏明議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

越後敏明議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

いずれの議案も、起立によって行います。

まず、議案第 92 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について(志賀町放課後児童クラブ 建築工事)を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第93号 財産の取得について「平成27年度 原子力災害対策事業備蓄物資購入」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第94号 財産の取得について「情報系端末機器購入備品」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 町長提出 諮問第1号及び第2号(即決)

越後敏明議長 次に、町長から提出されました議案のうち、諮問第1号及び第2号を一括して議題とします。

(質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 討 論 省 略)

越後敏明議長 お諮りします。

両件につきましては、人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決しました。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

諮問第1号及び第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について」を一括して採決します。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に付き、志賀町高浜町の青山洋子氏、酒見の橋岡
千佐子氏をそれぞれ適任として答申することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、適任として答申することに決しました。

(休 会)

越後敏明議長 次に、休会の件についてお諮りします。

議案調査等のため、明12月1日から7日までの7日間は、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、明12月1日から7日までの7日間は、休会することに決しました。

次回は、9月8日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時50分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第38号

入札結果報告について

(平成27年10月14日 7件)

(平成27年10月28日 16件)

(平成 27 年 11 月 11 日 6 件)

(平成 27 年 11 月 25 日 3 件)

2 議長報告第 39 号

例月出納検査の結果について

(平成 27 年 10 月 26 日実施分)

(平成 27 年 11 月 24 日実施分)

3 議長報告第 40 号

定期監査の結果について

4 議長報告第 41 号

委員会所管事務調査報告について

- ・総務産業建設常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長

5 議長報告第 42 号

議員派遣の決定及び研修報告について